

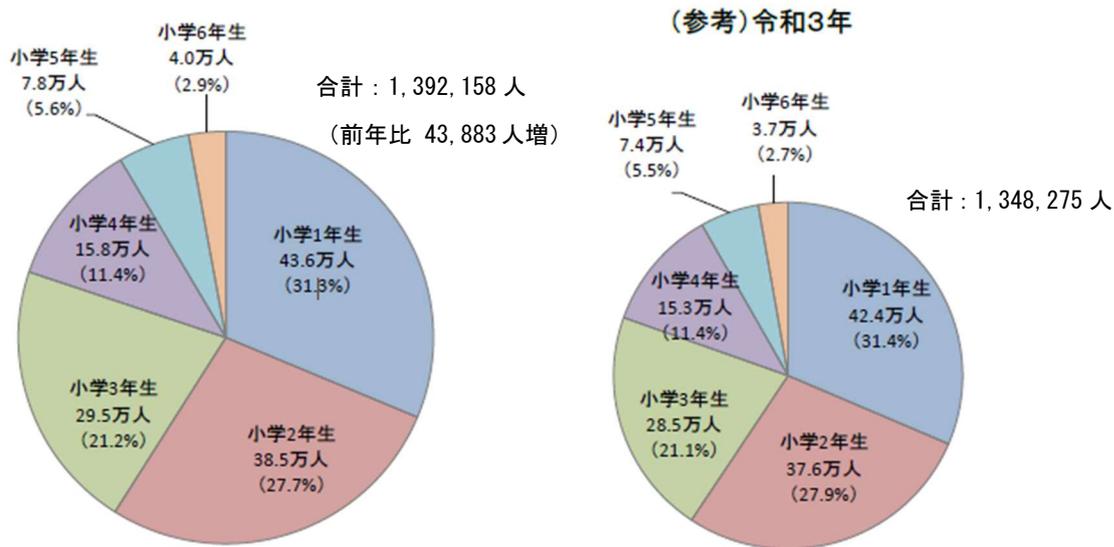
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における現状と課題について

1 放課後児童クラブにおける国の動向等

(1) 放課後児童クラブの対象児童の拡大

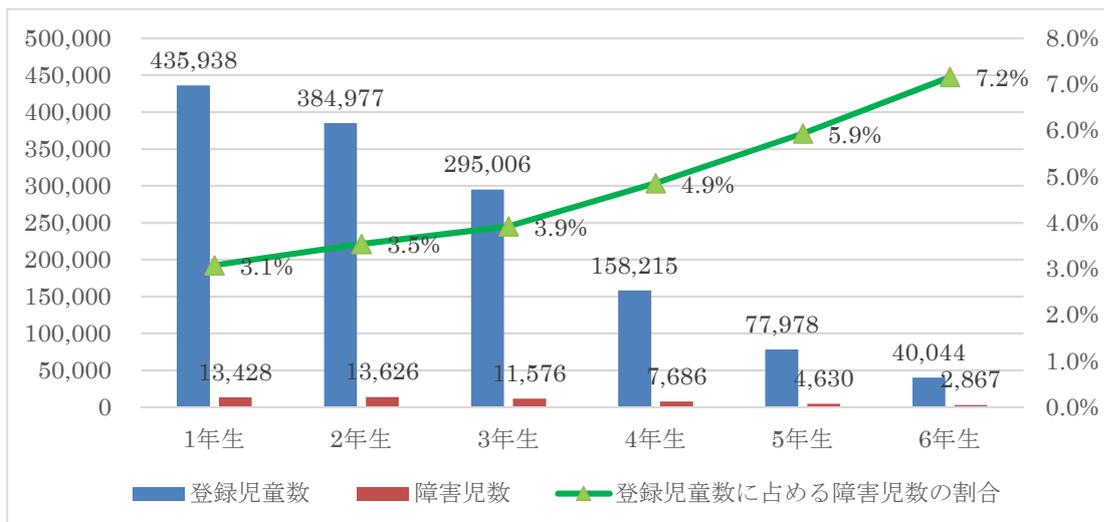
平成 24 年の児童福祉法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、放課後児童クラブの対象児童が「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童」と拡大された。

(2) 学年別登録児童数の状況（令和 4 年 5 月 1 日時点）



資料：厚生労働省 令和 4 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(3) 学年別登録児童数に占める障害児数の割合（令和 4 年 5 月 1 日時点）



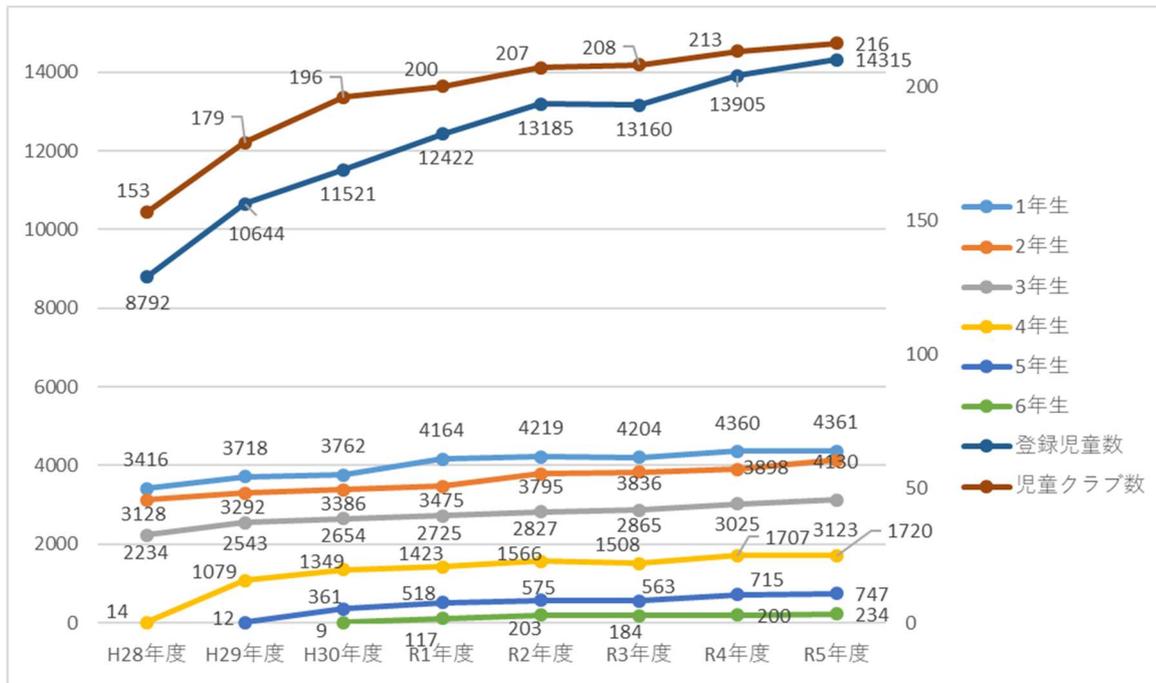
※厚生労働省 令和 4 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況より作成

- ・学年が上がるにつれ、登録児童数は減少するものの、登録児童数に占める障害児数の割合は増加する傾向にある。（障害児数合計：53,813人）

2 本市における放課後児童クラブの現状と課題

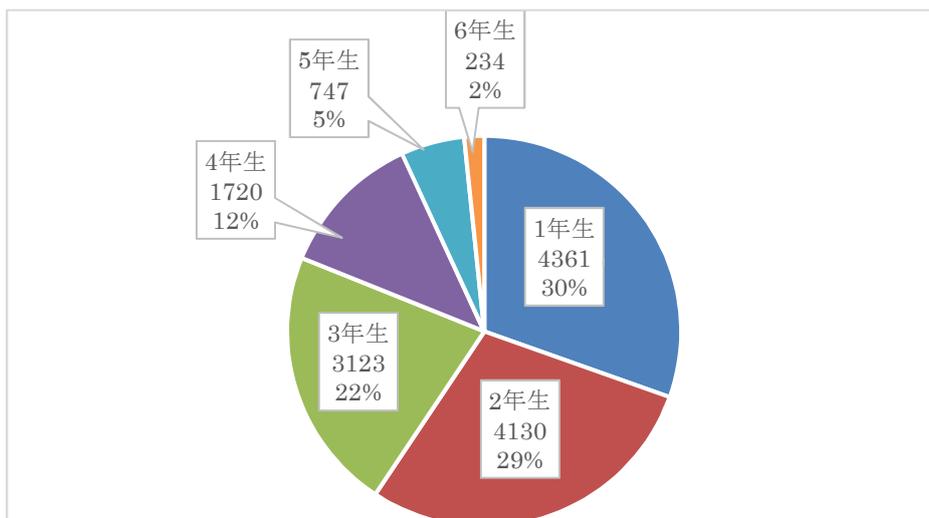
「仙台市すこやか子育てプラン 2015」において、児童クラブの対象学年を段階的に引上げることとし、平成31年度当初に小学6年生までの学年引上げを完了した。

(1) 登録児童数と児童クラブ数の推移（各年5月1日時点）



(2) 学年別登録児童数の状況（令和5年5月1日時点）

低学年児童（1～3年生）が全体の8割程度を占めている。



- ・登録児童数は、年々増加しており、今年度は過去最高の登録児童数となった。
- ・コロナ禍が長期化する中で、感染抑制と社会活動の両立を目指すようになり、児童クラブの需要が回復したものと推測される。
- ・登録児童数の増加に伴い、その受け皿となる児童クラブ数も増加している。

(3) 児童クラブ実施場所

児童館の種類	概要
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置。 ・児童クラブ事業のほか、児童健全育成（自由来館児童対応、各種行事の開催等）、子育て家庭支援（子育て相談、子育てサークルの育成、幼児クラブの開設）、地域団体等との交流推進といった機能を有する。 ・現在、81 館開館。
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の機能に加え、広めの遊戯室を備える等、体力増進を図る機能を有する。 ・旧泉市にて整備され、現在 17 館開館。
マイスクール児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の転用可能な教室を活用して、児童館事業を実施するもので、平成 10 年度から設置。 ・現在、12 館開館。
コミュニティ児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の敷地内において、地域の運営委員会の管理運営のもと、児童館事業を実施するもので、平成 19 年度から設置。 ・現在、2 館開館。

児童クラブの設置形態	概要
児童クラブサテライト室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブへの登録希望者が多い児童館において、児童館本館以外の場所に、児童クラブ運営のために設置。 ・平成 19 年度から設置し、現在 104 室。（なお、うち 8 か所は今年度利用休止中）

(4) 児童館及び児童クラブサテライトの設置数の推移（各年 5 月 1 日時点）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童館・児童センター	98	98	98	98	99	99	98	98
マイスクール児童館	10	11	11	12	12	12	12	12
コミュニティ児童館	2	2	2	2	2	2	2	2
（児童館計）	110	111	111	112	113	113	112	112
児童クラブサテライト	43	68	85	88	94	96	101	104
合計	153	179	196	200	207	209	213	216

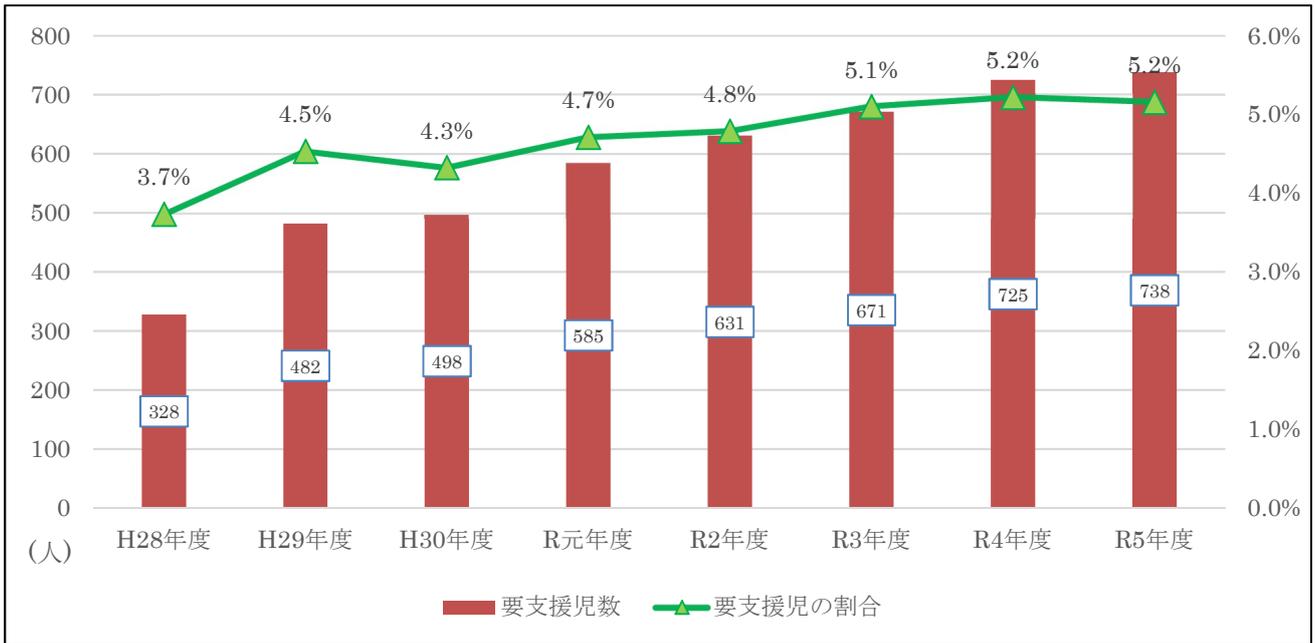
(5) 児童館及び児童クラブサテライトの整備状況（令和5年5月1日時点）

	児童館の種類	設置形態	児童館	箇所数
1	児童館・児童センター	単独設置	栗生、台原、新田、燕沢、西山、南材木町、大和、芦の口、上野山、黒松、向陽台等	35
2		市民センター等市民利用施設との併設	片平、貝ヶ森、木町通、幸町南、高砂、田子、沖野、南小泉、長町、鶴ヶ谷西等	42
3		学校併設	通町、旭ヶ丘、愛子、富沢、荒井	5
4		学校敷地内	国見、小松島、八幡、東六番丁、南吉成、岡田、榴岡、鶴巻、宮城野、東長町、八木山、市名坂、向山、蒲町、南光台、八乙女	16
5	マイスクール児童館	学校校舎内	川平M、桜丘M、沖野M、太白M、人来田M立町M、連坊M、荒巻M、広瀬M、鶴ヶ谷東M東宮城野M、東二番丁M	12
6	コミュニティ児童館	学校敷地内	袋原コミュニティ、北六番丁コミュニティ	2
計				112 館

7	サテライト	学校校舎内	水の森①②、折立、台原①②、南吉成、愛子①②③、川平M、広瀬M①②、小松島①、荒巻M、立町M、北六番丁コミュニティ①、東部、高砂、鶴ヶ谷西①②、田子、岡田、原町、岩切①、新田①、宮城野①、鶴ヶ谷東M、東宮城野M、六郷①、遠見塚、沖野M、連坊M①②③、西多賀、柳生①、八木山、上野山、太白M、鹿野、南光台①②、将監、八乙女、向陽台、寺岡C①②、七北田C、市名坂①②、旭ヶ丘、国見、長町、西山、向山、八木山南、中田①、七郷、大和、大沢、通町、東二番町	62
8		学校敷地内プレハブ	袋原コミュニティ、富沢①	2
9		市有地内プレハブ	錦ヶ丘①、岩切②、六郷②	3
10		借地内プレハブ	東長町	1
11		公共施設内	木町通、錦ヶ丘②、新田②、榴岡①	4
11		町内会集会所	栗生、新田③、柳生②、金剛沢、古城	5
12		民間賃借物件	片平、八幡、上杉、東六番丁、桜ヶ丘MS、小松島、北六番丁コミュニティ②、中野栄、燕沢①②、鶴巻、榴岡②③、宮城野②、蒲町①②③、荒町、長町南①②③、中田②、八本松、大野田①②、富沢②③	27
計				104 室

- ・令和4年度は、学校敷地等を活用し、5学区5箇所（新規：4学区4箇所、移転：1学区1箇所）のサテライトを整備した。
- ・学校敷地内に設置している児童館及びサテライトは、延べ99箇所。うち学校校舎内に設置している児童館及びサテライトは、延べ74箇所。

(6) 要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移 (各年5月1日時点)



※要支援児：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童のほか、同等と認められた児童、また、発達の遅れ等により特別な支援が必要と認められた児童。
本市においては、学識経験者や専門機関の職員等を委員とした支援検討会議において支援の必要性を判定している。

(7) 民間事業者数と登録児童数の推移 (各年5月1日時点)



・民間事業者においても登録児童数が増加傾向にあり、感染抑制と社会活動の両立に向け、児童クラブの需要が回復したものと推測される。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 対応経過・現状

(i) 令和3年度の対応

- ・宮城県・仙台市緊急事態宣言、国のまん延防止等重点措置等の発出時に児童クラブ以外の児童館事業を休止し、それらが解除された際には、乳幼児親子、小中学生の自由来館について曜日や時間帯等の制限を設けて受入れを行った。
- ・児童クラブの利用児童や児童館職員の感染が判明した場合に、保健所の疫学的調査および館内の消毒が終わるまでの期間当該児童館を臨時休館とした。また、小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、小学校が臨時休校となる場合に、当該校に準じ児童館を臨時休館とした。

(ii) 令和4年度の対応状況

- ・小学校で学年閉鎖・学級閉鎖となる場合に、当該校に準じ児童クラブの受入れも休止したほか、児童館で集団感染が発生していると疑われる場合は、消毒作業及び感染拡大防止のため当該児童館を臨時休館とした。
- ・令和4年7月1日より、乳幼児親子の自由来館について、令和4年10月1日より、小中高生の自由来館について全市一律の利用制限を廃止し、各館において、感染状況等により必要に応じて適宜、曜日・時間帯・人数等の制限を設定しながら受入れを行った。

(iii) 令和5年度の対応状況

- ・令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、季節性インフルエンザと同等の取り扱いとなり、濃厚接触者にかかる利用自粛等の取り扱いを終了した。また、学校の対応に準じ、利用時の検温や日常的な消毒作業、食事等の場面において会話を控えること（黙食）は不要とし、また、マスクの着用は求めないことを基本とした。
- ・感染が判明した児童等については、学校の出席停止期間（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の基準に準じて利用の自粛をお願いしている。小学校で臨時休校や学年・学級閉鎖となる場合には、当該校に準じ受入休止等の対応を行っている。

(9) 放課後児童クラブの課題

① 登録児童数の増加

児童クラブの登録児童数は年々増加しており、定員上限に近い児童の受入れを行っている。児童館という限られたスペースにおいて、乳幼児親子や小中高生の自由来館等、児童クラブ以外の児童館機能を維持しつつ、いかに児童の健やかな成長を支えるための生活の場・遊びの場として、感染症対策も含め、安全・安心、かつ、多様な体験や活動を行うことが出来る環境を整えていくのが課題である。

② 職員の質の向上

児童館職員の資質向上を図るための研修を年8~9回程度実施しており、令和3年度よりコロナ禍における感染拡大防止対策や受講機会拡大の観点から、集合研修と合わせて動画視聴研修の形態により実施をしている。今年度も、集合研修と動画研修の併用により計10回開催する予定。

③ 人材の確保

保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員（保育士等の資格を有する職員）についても、各運営団体における人材確保が困難となっていることから、本市のメール配信サービスを活用して市民への求人情報を発信している他、教育委員会の協力を得て、通常学級で特別の配慮を必要とする児童について、担任の指導の補助を行う特別支援教育指導補助員等へ児童館の業務内容を案内する取り組みを行っている。また、国の補助制度を活用した放課後児童支援員の処遇改善等を実施し、必要な人材の確保に努めている。

④ 特別な支援を要する児童への対応

登録児童数の増加とともに、要支援児も増加しているなかで、個別の配慮を行う必要があり、児童ひとりの児童と向き合う時間を十分に確保することが求められている。近年の傾向として、子どもの障害や特性からくる問題だけでなく、家庭の養育環境等が原因となるケースが増えている。そのようなケースにおいては、子どもだけでなく保護者支援や専門支援機関等との連携など、児童館のみでは対応が難しい場合が多く、教育委員会はもとより、健康福祉局や区役所などと組織横断的な関わり方が課題となっている。

⑤ 環境整備

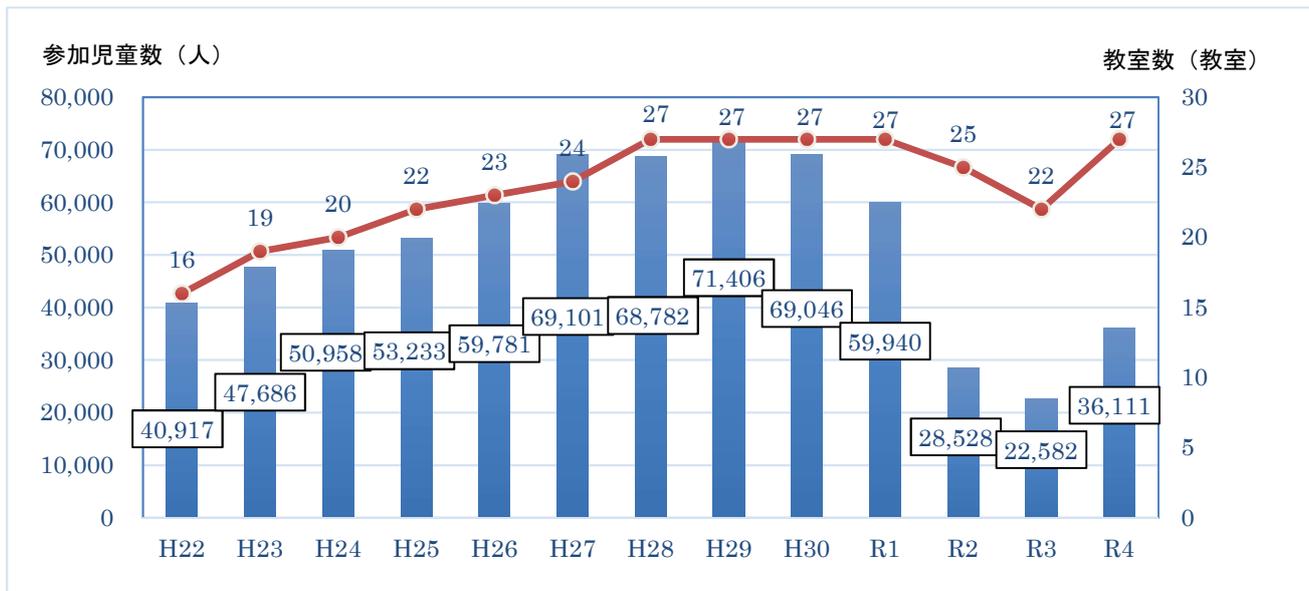
児童館の遊戯室では現在 70 館でエアコン未設置であり、暑い日は使用できないことが課題となっている。熱中症対策や児童の居場所の環境改善、活動場所の確保のため、エアコン設置のスピードアップを図る必要がある。

3 本市における放課後子ども教室の現状と課題

(1) 放課後子ども教室の設置目的等

放課後の小学校施設などを活用して、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに地域の方々などの協力を得て、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場などを子どもたちに提供することにより、自ら学ぶ力を身に付けさせ、併せて地域で子どもを育む環境の充実を図ることを目的とするものである。

(2) 参加児童数と教室数の推移



- ・新型コロナウイルス感染防止による休止等のため、令和2年度及び令和3年度は、活動を見送った教室もあり実施教室数は減少した。また、参加延べ児童数も大きく減少したが、令和4年度は、感染症対策を講じた活動の工夫等により、27教室（活動再開：3教室、新規開設2教室）で実施され、参加延べ人数も、前年度より約13,500人増加した。

(3) 運営主体

- ・学校、保護者、地域の団体等により組織される「運営委員会」が運営の中心となっている。

(4) 活動の特徴

・活動場所

主に小学校施設（特別教室、図書室、体育館等）を活動のフィールドとしているが、休業日などの活動においては、地域の市民センターやイベント会場、その他学校外の施設で活動を行うこともある。

・活動内容

活動内容は教室ごとに異なり多岐に亘るが、主なものとして、次の活動をしている。

- ・「自由遊び」や「自主学習」といった子どもたちの自主的な活動を中心とするもの
- ・「書道」「茶道」「折り紙」などについて、地域の方を講師に招いて講座を実施するもの

- ・「地域の行事への参加」など、地域と一体となった体験・交流活動
- ・放課後子ども教室一覧は、別添資料4-2のとおり。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 対応経過・現状

(i) 令和3年度の対応

- ・宮城県・仙台市緊急事態宣言、国のまん延防止等重点措置等の発出時には、放課後子ども教室を含む学校を活動場所とする生涯学習事業を休止した。休止や再開に合わせて、市立学校長及び運営団体代表者等宛てに必要な情報共有を行い、消毒用品の配布や基本的な感染症対策の徹底の周知などの活動支援を行った。
- ・年度末時点での実施教室は22教室に留まり、3教室が年度内の再開を見送った。
- ・放課後子ども教室の利用児童や従事者等の感染が判明した場合で、感染可能期間に利用・従事していた場合は、教室内の消毒作業を実施し、放課後子ども教室を2週間程度臨時休止した。また、小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、臨時休校となる場合は、感染した児童が放課後子ども教室の利用が無い場合であっても、地域における感染拡大防止の観点から、当該校に準じ放課後子ども教室を臨時休止とした。

(ii) 令和4年度の対応状況

- ・国通知等（夏季におけるマスク着用についてや濃厚接触者の行動制限等の取扱いの変更等）の発出の都度、放課後子ども教室を含む学校を活動場所とする生涯学習事業を実施する市立学校長及び運営団体代表者等宛てに必要な情報共有を行い、消毒用品の配布や基本的な感染症対策の徹底の周知などの活動支援を行った。
- ・年度末時点での実施教室は、27教室にのぼり、コロナ禍以前は一堂に会して実施していたイベントを学年ごとに分けて複数回実施するなど、活動の工夫をしながら通年で活動することができた。
- ・放課後子ども教室の利用児童や従事者等の感染が判明した場合で、感染可能期間に利用・従事していた場合は、教室内の消毒作業を実施するとともに、運営団体代表者等が感染の恐れがある者を特定し、必要な期間、放課後子ども教室を臨時休止した。また、小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、臨時休校となる場合は、令和3年度と同様に、当該校に準じ放課後子ども教室を臨時休止とした。

(iii) 令和5年度の対応状況

- ・令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、平時及び感染流行時等に一時的に検討することが考えられる対策について市立学校長及び運営団体代表者等宛てに通知し、現在は、学校の対応に準じ、各教室において、「日常の健康観察」（健康観察表の提出や参加者の検温は必須としない）、「換気の確保」、「手指衛生や咳エチケットの励行」（消毒機会の提供）、「清掃や消毒」（日常の清掃活動の範囲内）を行ったうえで、活動を継続している。
- ・放課後子ども教室の利用児童や従事者等の感染が判明した場合は、必要な期間、放課後子ども教室への参加の自粛をお願いしており、小学校で臨時休校や学年・学級閉鎖となる場合には、当該

校に準じ受入休止等の対応を行っている。

(6) 放課後子ども教室の課題

① 充実した活動の確保

・コーディネーター等による様々な活動の創意工夫、学校との連携により、コロナ禍でも活動が継続的に行われてきた一方で、感染症対策のため、児童館や福祉施設、町内会などとの交流・連携事業は制約を余儀なくされてきた。学校教育に加え、社会教育を通じた多様な学びは、子どもたちの心身の成長に欠かすことができない取り組みで、地域ぐるみで子どもたちを育てる活動は、地域づくりにも繋がることから、5類感染症移行後の交流活動の再開・充実に向けて、各教室間の好事例を共有するなど職員が橋渡し役となりながら、相談・支援を行っていく必要がある。

② 事業の支援者の確保・スキルアップ

・放課後子ども教室は有償ボランティアである地域住民や保護者、学校等により組織される「運営委員会」が中心となり、地域の大人たちがコーディネーターとして、地域の人材・資源を活かしながら、子どもたちの安全安心な居場所づくりをするとともに、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場を提供する事業である。事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得るとともに、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域人材等の確保を進めていく必要がある。

・コロナ禍では1教室からの参加人数を1名に制限していたコーディネーター交流会を、令和5年6月には、4年ぶりに人数制限をしないかたちで実施し、コロナ禍での教室運営の工夫やアフターコロナを見据えた活動予定等について情報交換を行った。年間で計2回の実施を予定している。

・新たな地域関係者の確保と並行して、事業のコーディネーターなどの関係者の高齢化や担い手不足を回避し、持続可能な活動としていくため、人材育成やコーディネーターの事業運営スキルの向上を図っていく必要がある。

③ 関係者（協力者）とのネットワーク構築

・「事業運営のスキル向上」とも密接に関連するが、コーディネーター個人で事業運営をなし得るものではないので、様々な機関とのネットワークを構築し、関係者の力を取り入れながら、質の高い事業運営を図る必要がある。

④ 児童クラブとの一体的・連携した運営

・平成26年12月に文部科学省が明示した一体型運営の定義に照らした場合、一体型の必要条件である「学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置」されており、かつ放課後子ども教室が開設されている学校数は『13箇所』となっている。

・児童クラブとの連携を促進し、活動内容の充実を図っていく。